

選挙人名簿抄本閲覧申出書（候補者等の政治活動）

年 月 日

(宛先) 檀原市選挙管理委員会委員長

申出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
 立候補しようとする選挙  
 又は職名(現職の場合) \_\_\_\_\_

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 活動の内容         | 政治活動（選挙運動を含む。）  |
| 2 閲覧事項の利用の目的    | (できる限り具体的に記載すること。)  |
| 3 閲覧者に関する事項     | 1 申出者本人である。<br>2 申出者が閲覧者として指定する者である。<br>住所<br>氏名  |
| 4 閲覧事項の管理の方法    | [管理責任者] 申出者と同じ<br>[管理の形態]<br>[管理の方法]<br>[廃棄の時期]<br>[廃棄の方法]<br>[その他]                           |
| 5 閲覧対象者の範囲      |   |
| 6 候補者閲覧事項取扱者の指定 | 別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を<br><input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 備 考             | (添付書類について記載すること。公職の候補者となろうとする者であることを示す資料(現職を除く。))   |

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 閲覧に供する選挙人名簿の抄本は、原則としてドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者として保護の措置を受けている者が記載されていないものを使用する。

## 【記載要領】（候補者等の政治活動）

### 「2 閲覧事項の利用目的」欄

閲覧事項を何に利用するのかを具体的に記載

### 「3 閲覧者に関する事項」欄

閲覧をする者が申出者本人であるか申出者が閲覧者として指定する者であるかの区別を記載

閲覧者として指定する者である場合にはその者の住所及び氏名を記載

### 「4 閲覧事項の管理の方法」欄

〔管理責任者〕 申出者が管理責任者となる。

〔管理の形態〕 閲覧事項を記録する媒体（紙、磁気データ（CD・FD・HD等））を記載

〔管理の方法〕 閲覧事項を記録する媒体を保管する場所、施錠の状況、鍵の管理方法等を記載

〔廃棄の時期〕 閲覧事項を記録する媒体をいつ廃棄するのかを記載

〔廃棄の方法〕 閲覧事項を記録する媒体をどのような方法（裁断、焼却等）で廃棄するのかを記載

〔その他〕 閲覧事項を記録する媒体を適正かつ安全に管理することにつき参考となる事項を記載

### 「5 閲覧対象者の範囲」欄

閲覧しようとする選挙人の条件（投票区、町名等）及び人数を記載

### 「6 候補者閲覧事項取扱者の指定」欄

申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる旨等の申出をするかしないかを記載

申出をする場合は別途候補者閲覧事項取扱者に関する申出書を添付する。

### 「備考」欄

添付書類及び本件閲覧について参考となる事項を記載

（例）政治活動事務所表示用看板を掲示するための証票交付申請書の写し・供託証明書の写し・

政党その他の政治団体の公認申請書の写し又は政党その他の政治団体の公認書の写し

法第28条の2第4項の規定による申出をする場合は、候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

---

（注） 申出者は、閲覧事項の漏えい防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

#### 〔閲覧状況の公表について〕

公職選挙法第28条の4第7項の規定により選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

公表項目：申出者氏名、利用の目的の概要、閲覧年月日、閲覧対象者の範囲

#### 〔閲覧行為にかかる罰則等〕

偽りその他不正な手段により選挙人名簿を閲覧した者又は閲覧事項を目的外に利用し、若しくは第三者に提供した者その他公職選挙法の閲覧規定に違反した者は、30万円以下の過料若しくは罰金又は6月以下の懲役に処せられることがあります。